

# 大気の規制及び届出の概要

## (特定粉じん排出等作業編)

建築物や工作物を解体、改造又は補修作業を伴う建設工事を実施する場合には、「大気汚染防止法」において石綿に関する規制があります。

この手引きは、石綿に関する規制内容の概要について作成したものになります。

### 目次

1 特定粉じん排出等作業とは .....	2
2 特定建築材料の種類 .....	2
3 届出対象特定工事とは .....	2
4 解体等工事を行う場合の手続き .....	3
5 事前調査 .....	4
(1) 事前調査の方法	
(2) 元請業者から発注者への調査結果の説明	
(3) 事前調査に係る記録の作成、保存	
(4) 自治体への報告	
(5) 事前調査結果の掲示	
6 発注者等の配慮等 .....	8
7 作業計画の作成 .....	8
8 特定粉じん排出等作業の届出 .....	9
9 作業に関する掲示板の掲示 .....	9
10 除去等作業について .....	9
(1) 届出対象特定工事について	
(2) 作業基準の遵守	
11 下請負人に対する元請業者の指導 .....	12
12 作業状況の記録、確認 .....	12
13 完了の確認について .....	13
14 作業記録の作成、保存、発注者への報告 .....	13
(1) 発注者への報告	
(2) 作業記録の作成、保存	
15 事前調査結果報告書の提出について .....	14
(1) 石綿事前調査結果報告システムによる報告	
(2) 書面による報告	
16 届出の手引き .....	17
(1) 届出の方法	
(2) 添付書類	
17 特定粉じん排出等作業届出に関する届出・ご相談・お問合せ先 .....	20

## 1 特定粉じん排出等作業とは（大気汚染防止法施行令第3条の4）

- (1) 特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業
- (2) 特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

※特定建築材料とは吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料のことです。

※建築物等とは建築物その他の工作物をいいます。

※特定粉じん排出等作業を伴う建設工事を**特定工事**といいます。

## 2 特定建築材料の種類（大気汚染防止法施行令第3条の3）

		具体例	使用箇所の例
特定建築材料	特定粉じんを多量に発生する等の原因となる	①吹付け石綿	<ul style="list-style-type: none"><li>・吹付け石綿</li><li>・石綿含有吹付けロックウール</li><li>・石綿含有ひる石吹付け材</li><li>・石綿含有パーライト吹付け材</li></ul>
		②石綿を含有する <sup>※1</sup> 断熱材	<ul style="list-style-type: none"><li>・屋根用折版裏断熱材</li><li>・煙突用断熱材</li></ul>
		③石綿を含有する <sup>※1</sup> 保温材	<ul style="list-style-type: none"><li>・石綿保温材</li><li>・石綿含有けいそう土保温材</li><li>・石綿含有パーライト保温材</li><li>・石綿含有けい酸カルシウム保温材</li><li>・石綿含有ひる石保温材</li><li>・石綿含有水練り保温材</li></ul>
		④石綿を含有する <sup>※1</sup> 耐火被覆材	<ul style="list-style-type: none"><li>・石綿含有耐火被覆板</li><li>・石綿含有けい酸カルシウム板第2種</li><li>・石綿含有耐火被覆塗り材</li></ul>
		⑤上記以外の特定建築材料 ○石綿含有成形板 ○石綿含有仕上塗材 (施工方法によらない) ○その他石綿を含有する全ての建築材料	<ul style="list-style-type: none"><li>・石綿含有スレートボード</li><li>・石綿含有けい酸カルシウム板第1種</li><li>・石綿含有押出成形セメント板</li><li>・石綿含有ビニル床タイル</li><li>・石綿含有石膏ボード</li><li>・石綿セメント管</li></ul>
			<ul style="list-style-type: none"><li>壁</li><li>天井</li><li>耐火間仕切り</li><li>床材</li><li>外壁</li><li>屋根材</li><li>水道管</li></ul>

※1：「石綿を含有する」とは、石綿を意図的に含有させたもの又は石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えるものです。

## 3 届出対象特定工事とは（大気汚染防止法第18条の17）

特定工事のうち、上記①～④(特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるもの)に係る特定粉じん排出等作業を伴うもの。

## 4 解体等工事を行う場合の手続き

手続き等の流れ	解体等工事 (建築物等の解体、改造又は補修作業を伴う建設工事)		
	特定工事		
	届出対象特定工事		
対象の建材	2 ページ表①～④	2 ページ表⑤	左記以外 〔石綿を含有しない〕 建築材料
5 (1) 事前調査の実施 (2) 発注者への説明 (3) 記録の作成、保存 (4) 自治体への報告	○	○	○
7 作業計画の作成	○	○	
8 特定粉じん排出等作業実施届出書の提出 (発注者)	○		
5 (5) 事前調査結果の掲示	○	○	○
9 作業に関する掲示	○	○	
10 除去作業 (作業基準の遵守) 12 作業状況の記録確認 13 作業完了後の確認	○	○	
14 (1) 発注者への報告 (2) 作業記録の作成、保管	○	○	

### 内装解体時の注意点

天井板の裏に石綿が堆積している場合、内装材等を解体する際に石綿が飛散するおそれがあるため、隔離養生後に解体を開始するようにしてください。

## 5 事前調査（大気汚染防止法第18条の15、施行規則第16条の5）

### （1）事前調査の方法

① 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、当該工事が特定工事に該当するか否かについて設計図書等の書面調査及び特定建築材料の有無の目視調査を行う必要があります。

※解体等工事が次のイ～ホに掲げる建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書等の書面により明らかである場合は、その後の書面による調査及び目視による調査は必要ありません。

イ 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等（口からホまでに掲げるものを除く。）

ロ 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した非鉄金属製造業の用に供する施設の設備（配管を含む。以下のハ～ホにおいても同様。）であって、平成19年10月1日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの

ハ 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した鉄鋼業の用に供する施設の設備であって、平成21年4月1日以後にその接合部分にガスケット又はグランドパッキンを設置したもの

ニ 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であって、平成23年3月1日以後にその接合部分にグランドパッキンを設置したもの

ホ 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であって、平成24年3月1日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの

② ①の調査により解体等工事が特定工事に該当するか否かが明らかにならなかつたときは、分析による調査を行う必要があります。

※石綿が使用されているものとみなして法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずるときは分析調査を省略できます。

③ 建築物及び一部の工作物を解体し、改造し又は補修する作業を伴う建設工事に係る①の調査については、当該調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者に行わせる必要があります。（工作物については令和8年1月1日から適用）

※解体等工事に係る建築物の設置の工事に着手した日を設計図書等で書面調査するに当たっては、上記の活用は必ずしも必要ではありません。

※解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）が、建築物の改造又は補修の作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら調査を行うことができます。

※一部の工作物とは、特定工作物及び塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料を使用している特定工作物以外の工作物を指します。（ただし、塗料等の除去を伴わない場合には、調査者等による調査は不要となります。）

#### ●特定工作物

特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物。

（令和2年環境省告示第77号、令和5年6月23日一部改正）

1：反応槽 2：加熱炉 3：ボイラー及び圧力容器 4：配管設備 5：焼却設備 6：煙突

7：貯蔵設備 8：発電設備 9：変電設備 10：配電設備 11：送電設備

12：トンネルの天井板 13：プラットホームの上家 14：遮音壁 15：軽量盛土保護パネル

16：鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 17：観光用エレベーターの昇降路の囲い

●調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者

- (1) 建築物（登録規程※第2条第4項に規定する一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く。）について
- ・登録規程※に規定する一般建築物石綿含有建材調査者
  - ・登録規程※に規定する特定建築物石綿含有建材調査者
  - ・令和5年10月1日前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者
- (2) 一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部について
- ・(1)に掲げる者
  - ・登録規程※に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者
- (3) 特定工作物（1～5、7～11）について
- ・登録規程※に規定する工作物石綿事前調査者
- (4) 特定工作物（6、12～17）及び塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料を使用している特定工作物以外の工作物について
- ・(1)に掲げる者
  - ・登録規程※に規定する工作物石綿事前調査者

※建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号、令和5年3月27日一部改正）

**(2) 元請業者から発注者への調査結果の説明（大気汚染防止法第18条の15）**

元請業者は解体等工事の発注者に対し、解体等工事の開始の日までに（当該解体等工事が届出対象特定工事に該当し、かつ、特定粉じん排出等作業を当該届出対象特定工事の開始の日から14日以内に開始する場合にあっては、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに）、下記の事項を記載した書面を交付して説明しなければなりません。

- |             |          |          |
|-------------|----------|----------|
| ・事前調査の終了年月日 | ・事前調査の方法 | ・事前調査の結果 |
|-------------|----------|----------|
- ・5(1)③の調査を行ったときは、調査者の氏名及び調査者が環境大臣が定める者（5ページ）に該当することを明らかにする事項
- 《当該工事が特定工事に該当する場合は以下の事項も説明が必要です》
- ・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類、使用箇所及び使用面積
  - ・特定粉じん排出等作業の種類、実施期間及び方法
  - ・特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
  - ・特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 《さらに当該工事が届出対象特定工事に該当する場合は以下の事項も説明が必要です》
- ・作業方法として、大気汚染防止法第18条の19に規定する各措置（9ページ）をそれぞれに定める方法で行わないときは、その理由
  - ・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
  - ・下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

### (3) 事前調査に係る記録の作成、保存（大気汚染防止法第18条の15）

元請業者又は自主施工者は、事前調査に関する下記の記録を作成し、当該記録と発注者への説明書類の写し(元請業者に限る)を保存(解体等工事が終了した日から3年間)しなければなりません。また、調査記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置く必要があります。

- ・解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・解体等工事の場所                  • 事前調査を終了した年月日                  • 事前調査の方法
- ・解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日
- ・解体等工事の名称及び概要
- ・解体等工事に係る建築物等の概要
- ・解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分
- ・5(1)③の調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名（環境大臣が定める者に該当することを証明する書類の写しも必要）
- ・分析による調査を行ったときは、調査を行った箇所、調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称
- ・解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあってはその旨）及び該当しないときは、その根拠の概要

#### (4) 自治体への報告（大気汚染防止法第18条の15）

元請業者又は自主施工者は、事前調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を名古屋市長に報告しなければなりません。

報告対象	<ul style="list-style-type: none"><li>・建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上※1であるもの</li><li>・建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金※2の合計が100万円以上（税込）※1であるもの</li><li>・工作物（特定工作物 4ページに掲げるもの）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金※2の合計が100万円以上（税込）※1であるもの</li></ul> <p>※1 工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においても一の契約で請け負ったものとみなします。</p> <p>※2 解体等工事の自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額です。</p>
報告事項	<p>(4ページのイ～ホに該当することが明らかである場合は、◎を付した事項のみ。)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・解体等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（◎）</li><li>・解体等工事の場所（◎）</li><li>・解体等工事の名称及び概要（◎）</li><li>・解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日（4ページのロ～ホに該当する場合は、その該当する建築材料を設置した年月日）（◎）</li><li>・解体等工事に係る建築物等の概要</li><li>・解体等工事の実施期間（◎）</li><li>・事前調査を終了した年月日（◎）</li><li>・解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料の種類</li><li>・建築物を解体する作業を伴う建設工事の場合は、当該作業の対象となる床面積の合計（◎）</li><li>・建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の場合は、当該作業の請負代金の合計</li><li>・工作物（特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものに限る。）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の場合は、当該作業の請負代金の合計</li><li>・5（1）③の調査を行ったときは、調査者の氏名及び調査者が環境大臣が定める者（5ページ）に該当することを明らかにする事項</li><li>・分析調査を行ったときは、当該調査を行った箇所、当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称</li><li>・解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料が特定建築材料に該当するか否か及び該当しないときは、その根拠の概要</li></ul>

上記の報告を行わなかった者等に対する罰則があります。【30万円以下の罰金】（大気汚染防止法第35条4）

## (5) 事前調査結果の掲示（大気汚染防止法第18条の15）

元請業者又は自主施工者は当該解体等工事の現場において次に掲げる要件を備えた掲示板を設けなければなりません。

掲示場所	公衆に見やすい場所
大きさ	日本産業規格 A3用紙の大きさ以上 (長さ42.0cm、幅29.7cm以上又は長さ29.7cm、幅42.0cm以上)
掲示事項	・解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・事前調査の終了年月日 ・事前調査の方法 ・事前調査の結果

## 6 発注者等の配慮等（大気汚染防止法第18条の15、第18条の16）

解体等工事の発注者は、受注者が行う事前調査に要する費用を適正に負担すること、その他必要な措置を講ずることにより、調査に協力しなければなりません。

また、当該工事が特定工事に該当する場合、発注者は、当該工事の受注者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければなりません。

元請業者又は下請負人は、工事を他の者に請け負わせるときは、適切に石綿飛散の措置が講じられるよう、必要な情報を説明することが必要です。

## 7 作業計画の作成（大気汚染防止法第18条の14、施行規則第16条の4）

特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の開始前に、次の事項を記載した作業計画を作成し、当該計画に基づき作業を行わなければなりません。

- ・特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・特定工事の場所
- ・特定粉じん排出等作業の種類、実施期間及び方法
- ・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- ・特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ・特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

## 8 特定粉じん排出等作業の届出（大気汚染防止法第18条の17）

- (1) 届出対象特定工事（2ページ）の発注者又は自主施工者は、作業を開始する日の14日前までに、工事場所の所在する区を管轄する公害対策課へ特定粉じん排出等作業実施届出書を提出しなければなりません。詳しくは17ページ以降をご覧ください。
- (2) 作業が2以上の区にまたがる場合は、いずれかの区を管轄する公害対策課へ届出をしてください。

## 9 作業に関する掲示板の掲示（大気汚染防止法第18条の14、施行規則第16条の4）

特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業を行う場合は次に掲げる要件を備えた掲示板を設けなければなりません。

掲示場所	公衆に見やすい場所
大きさ	日本産業規格A3用紙の大きさ以上 (長さ42.0cm、幅29.7cm以上又は長さ29.7cm、幅42.0cm以上)
表示内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</li><li>・特定粉じん排出等作業の実施の期間</li><li>・特定粉じん排出等作業の方法</li><li>・特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所</li></ul> <p>《当該工事が届出対象特定工事に該当する場合は以下の項目も掲示が必要です》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・届出年月日及び届出先</li></ul>
その他	他法令等に基づく掲示に追記する形式で表示しても構いません。

## 10 除去等作業について

### (1) 届出対象特定工事について

届出対象特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、次に掲げるいずれかの方法により行わなければなりません。

#### 吹付け石綿等の除去等の方法（大気汚染防止法第18条の19）

##### 【除去】

###### 1 次に掲げる方法

- イ 特定建築材料をかき落とし、切断、破碎することなくそのまま建築物等から取り外す方法
- ロ 特定建築材料の除去を行う場所を他の場所から隔離し、除去を行う間、隔離した場所において日本産業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用する方法
- ハ ロと同等以上の効果を有する方法

###### 【飛散防止の処理（建築物等を改造し、又は補修する場合に限る。）】

###### 2 囲い込み又は封じ込め

上記の方法によらず、吹付け石綿等の除去作業を行った者に対する直接罰があります。【3月以下の懲役又は30万円以下の罰金】（大気汚染防止法第34条3）

## (2) 作業基準の遵守（大気汚染防止法第18条の14、20、施行規則第16条の4）

特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業の種類ごとに次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

(施行規則別表第7)

1	令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項又は5の項に掲げるものを除く。）	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場の排気に日本産業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に隨時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。</p>
2	令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であって、特定建築材料をかき落とす	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p>

	<p>し、切断又は破碎以外の方法で除去するもの（5の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
3	<p>令第3条の4第1号又は第2号に掲げる作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（5の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）</p> <p>ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
4	<p>令第3条の4第1号又は第2号に掲げる作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。この項の下欄において「石綿含有成形板等」という。）を除去する作業（1の項から3の項まで及び次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。</p> <p>ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第3条の4第2号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるもの（石綿を含有するけい酸カルシウム板第1種）にあっては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は令第3条の4第2号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>

5	令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
6	令第3条の4第2号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料の除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎により除去する場合は1の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p> <p>ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破碎等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、1の項下欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする</p>

(注) 「囲い込み等」とは、大気への特定粉じんの排出及び飛散が生じないようにしながら特定建築材料が露出しないよう板状の材料で完全に覆う等して、特定粉じんの飛散防止及び特定建築材料の損傷防止を図ること（囲い込み）や、大気への特定粉じんの排出及び飛散が生じないようにしながら特定建築材料の表面又は内部に固化剤を浸透させるなどして、特定粉じんの飛散防止及び特定建築材料の損傷防止を図ること（封じ込め）をいいます。

## 11 下請負人に対する元請業者の指導（大気汚染防止法第18条の22）

元請業者は各下請負人が特定粉じん排出等作業を適切に行いうよう、各下請負人の施工分担に応じて、各下請負人の指導に努めることが必要です。

## 12 作業状況の記録、確認（大気汚染防止法第18条の14、施行規則第16条の4）

元請業者、自主施工者又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、作業の実施状況を記録し、当該記録を特定工事が終了するまでの間保存することが必要です。また元請業者は、各下請負人が作成した記録により作業が作業計画(8ページ参照)に基づき適切に行われているか確認することが必要です。

## 13 完了の確認について（大気汚染防止法施行規則第16条の4）

特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定建築材料の除去等（除去、囲い込み、封じ込め）の完了後に（除去等を行う場所を他の場所から隔離したときは、当該隔離を解く前に）、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者に当該確認を目視により行わせなければなりません。

必要な知識を有する者	事前調査を実施した者※又は石綿作業主任者 ※調査を適正に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定めるもの(5ページ参照)
------------	---

## 14 作業記録の作成、保存、発注者への報告（大気汚染防止法第18条の23）

### (1) 発注者への報告

特定工事の元請業者は、特定粉じん排出等作業が完了したときは、その結果を遅滞なく発注者に書面で報告しなければなりません。

報告事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・特定粉じん排出等作業が完了した年月日</li><li>・特定粉じん排出等作業の実施状況の概要</li><li>・除去等が完了したことの確認を行った者の氏名及び確認者が必要な知識を有する者（必要な知識を有する者又は石綿作業主任者）に該当することを明らかにする事項</li></ul>
------	---

### (2) 作業記録の作成、保存

特定工事の元請業者又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業が完了したときは、特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、当該記録及び発注者への報告書面の写し（元請業者に限る）を保存（特定工事が終了した日から3年間）しなければなりません。

記録事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所</li><li>・下請負人が特定粉じん排出等作業を実施した場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所</li><li>・特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</li><li>・特定工事の場所</li><li>・特定粉じん排出等作業の種類</li><li>・特定粉じん排出等作業を実施した期間</li><li>・特定粉じん排出等作業の実施状況</li><li>・除去等が完了したことの確認をした年月日、確認の結果（結果に基づいて特定建築材料の除去等の措置を講じた場合にはその内容を含む）、確認を行った者の氏名（必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写しも必要）</li><li>・施行規則別表第7（10ページ）の1の項ハ、ニ、ヘ、トの確認をした年月日、確認の方法、確認の結果（結果に基づいて補修等をした場合にはその内容を含む）及び確認を行った者の氏名</li></ul>
------	---

## 15 事前調査結果報告書の提出について

大気汚染防止法第18条の15に基づき事前調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を名古屋市長に報告しなければなりません。

報告対象	7ページ参照
届出期日	作業開始前まで
届出者	解体等工事の元請又は自主施工者
届出窓口	工事場所の所在する区を管轄する公害対策課

### (1) 石綿事前調査結果報告システムによる報告

報告は、原則として「石綿事前調査結果報告システム」から電子申請で行ってください。詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【石綿事前調査結果報告システム】<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>



システムでの報告の利点は以下のとおりです。

- パソコン・スマートフォンをつかって、事前調査結果の報告を、労働基準監督署・自治体の窓口に出向くことなく一度の操作で行うことができます。
- 申請途中で一時保存するだけでなく、保存済み申請情報のよく使う項目(元方(元請)事業者、請負事業者)をコピーして、新規申請の作成ができます。
- 「プライムアカウント(G ビズ ID)」を取得していただくと、Excel を用いて複数の工事を一括でシステムに入力し、報告することも可能です。
- システムに入力したデータを活用して、事前調査結果の掲示用資料等を作成することができます。

石綿事前調査結果報告システムを利用するためには、「G ビズ ID」を取得していただく必要があります。

【G ビズ ID の取得はこちら】<https://gbiz-id.go.jp/>



なお、G ビズ ID は、「プライム」と「エントリー」がありますが、「エントリー」では、一括申請機能と、支店・支社等の管理ができません。詳しくは、上のリンク先をご覧ください。

### (2) 書面による報告

システムによる報告が困難な場合、書面での報告も可能です。ただし、所管の労働基準監督署にも報告する必要があります。

様式	事前調査結果報告書【様式第3の4】
届出部数	正本とその写しの合計2部（写しは收受後、返却します）

○行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。  
 ○石綿事前調査報告システムによる報告が為されていれば、本報告は必要ありません。  
 ○4ページのイ～ホに該当することが明らかである場合は、○を付した項目のみご記入ください。

様式第3の4

## 事前調査結果報告書

記入例

令和4年 4月 1日

(宛先) 名古屋市長

報告者	住 所	〒465-0000 名古屋市〇〇区△△町×丁目〇番地
名 称	〇〇建設株式会社	
代表者氏名	代表取締役 名古屋 一郎	
	電 話 (052) 〇〇〇-〇〇〇〇	
	メールアドレス 〇〇@〇〇〇	

事前調査結果の結果について、大気汚染防止法第18条の15第6項の規定により、次のとおり報告します。

◎	解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	住 所 名古屋市××区〇△町〇丁目×番地 名 称 〇〇商事株式会社 代表者氏名 代表取締役 丸の内 次郎	※審査結果	※整理番号 ※受理年月日
◎	解体等工事の場所	名古屋市××区〇△町〇丁目×番地		
◎	解体等工事の名称	〇〇事務所解体・新築工事		
◎	解体等工事の概要	例1) 建屋解体工事 例2) 内装・外壁改修工事		
◎	解体等工事の実施の期間	自 令和4年 4月 10日 至 令和4年 4月 28日		
	特定粉じん排出等作業の開始時期	令和4年 4月 12日		
◎	建築物等の設置の工事に着手した年月日	昭和60年 4月 1日		
◎	建築物等の概要	建築物(耐火・準耐火・その他) (木造・RC造・S造・その他) 延べ面積 200 m <sup>2</sup> ( 2階建 ) その他工作物		
◎	解体の作業の対象となる床面積の合計	200 m <sup>2</sup>		
◎	解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計	200 万円		
◎	事前調査を終了した年月日	令和4年 3月 1日		
◎	書面による調査及び目視による調査を行った者	氏名 名古屋 太郎		
		講習実施機関の名称 (一社)〇〇センター (一般・特定・一戸建て等・その他)		
	分析による調査を行った箇所	外壁、2階天井吹付材		
	分析による調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	氏 名 名古屋 次郎 名 称 (株)〇〇分析センター		

建築材料の種類	事前調査の結果			特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠				
	石綿 有	みな し	石綿 無	①目視	②設計図書等(④を除く。)	③分析	④建築材料製造業者による証明	⑤建築材料の製造年月日
吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
保温材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
煙突断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
屋根用折版断熱材	<input type="checkbox"/>							
耐火被覆材(吹付材を除き、けい酸カルシウム板第2種を含む。)	<input type="checkbox"/>							
仕上塗材	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
スレートボード	<input type="checkbox"/>							
屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>							
けい酸カルシウム板第1種	<input type="checkbox"/>							
押出成型セメント板	<input type="checkbox"/>							
パルプセメント板	<input type="checkbox"/>							
ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>							
窯業系サイディング	<input type="checkbox"/>							
石膏ボード	<input type="checkbox"/>							
ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>							
その他の材料	<input type="checkbox"/>							

備考 (省略)

※項目が挙げられていないものについては、その他の材料に入力してください。

例：パッキン、ガスケット、石綿布、セメント管、壁紙、接着剤など

解体・改修の対象にそれぞれの建築材料が含まれる場合は、下記の記入例を参考にご記入してください。当該建築材料が使用されていない、又は解体・改修の対象ではない場合、当該建築材料欄の記入は不要です。

#### ◆記入例

- (例1) 当該建築材料はあるが、目視、設計図書等、分析により石綿の含有が無いことが判明した場合。
- (例2) 当該建築材料はあるが、目視、設計図書等、建築材料製造業者による証明により石綿の含有が無いことが判明した場合。
- (例3) 当該建築材料はあるが、目視、設計図書等、建築材料の製造年月日により石綿の含有が無いことが判明した場合。
- (例4) 当該建築材料自体が無い又は解体・改修の対象でない場合。
- (例5) 当該建築材料があり、石綿の含有が判明した場合。
- (例6) 当該建築材料があり、石綿の含有が明らかでないが、含有とみなす場合。

## 16 届出の手引き

### (1) 届出の方法

大気汚染防止法第18条の17に基づき、作業開始前に届出書の提出が必要です。

様式第3の5及び添付書類を届出期日までに提出してください。

様 式	特定粉じん排出等作業実施届出書【様式第3の5】
届出部数	正本とその写しの合計2部（写しは収受後、返却します）
届出期日	作業開始日の14日前まで
届 出 者	届出対象特定工事の発注者又は自主施工者
届出窓口	工事場所の所在する区を管轄する公害対策課（20ページ参照）

(注1) 様式第3の5の別紙は、作業区画ごとに作成してください。

(注2) 14日前までは、特定粉じん排出等作業を開始する日の前日を第1日目としてさかのぼり、15日目に相当する日までのため注意してください。また特定粉じん排出等作業を開始する日とは、石綿除去作業等に先立って行う足場の設置、作業区画の隔離、集じん・排気装置の設置等の飛散防止のための作業を開始する日です。

(注3) 原則として、届出者は代表者です。代表者から委任を受けている者であることを確認できる書類（例：委任状等）を添付すれば、受任者（例：支店長、支社長、工場長等）を届出者とすることができます。

(注4) 原則として建築物ごとに届出書が必要であるが、同一敷地内の複数の建築物等で、同一業者が短期間に作業を行う場合、同一の作業として届出書を提出することができます。

### (2) 添付書類

付 近 見 取 図	作業の現場及び周辺、掲示板の設置場所がわかる図面	
作 業 区 画 図 (平面図・立面図等)	作業区画の寸法、石綿の使用箇所、隔離・養生の方法 隔離された作業場及びセキュリティゾーンの容積（m <sup>3</sup> ） 前室、集じん・排気装置、排気口の位置等	
工 程 表	各作業工程がわかるもの	
除 去 等 作 業 の 方 法	除去等作業の手順フロー図、石綿の飛散防止方法・除去工法等 集じん・排気装置の稼働状況の確認方法、作業場等の負圧確認方法	
石綿使用面積計算書	特定建築材料の使用面積の根拠がわかるもの	
事 前 調 査 結 果	石綿含有分析を行った場合は分析結果の写しを添付	
作 業 管 理 組 織 図	発注者、施工業者等の連絡先が示され、施工体系がわかるもの	
設 置 す る 掲 示 の 内 容	事前調査結果及び特定粉じん排出等作業に関する掲示板の写し	
負 圧 計 算 書	集じん・排気装置の台数算出根拠がわかるもの	
記 録 表	集じん・排気装置及び負圧の確認の結果等を記録する表の雛形	
使 用 機 器 薬 剤 等 の カタログ及び仕様書	集じん・ 排気装置	使用する集じん・排気装置の機種・型式・能力 使用するフィルタの種類及び集じん効率
	粉じんを迅速に 測定できる機器	使用する機器の種類（デジタル粉じん計等）が わかるもの
	薬剤等	粉じん飛散抑制剤、粉じん飛散防止剤、剥離剤等の カタログ
	その他の 資材・機材	除去工法に必要な資材・機材等のカタログ

(注1) 届出内容によって、上記書類が不要となる場合やその他書類が必要となる場合があります。

(注2) 届出様式中の「参考事項」に記入することで、添付書類に代えることができます。

(注3) 薬剤等のカタログについて、安全データシート（SDS）の添付は不要です。

(注4) 資格証明書類、作業員名簿、安全衛生管理関係資料、産業廃棄物関係資料の添付は不要です。

行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

様式第3の5

記入例

## 特定粉じん排出等作業実施届出書

令和3年6月2日

(宛先) 名古屋市長 様

施工者ではなく  
発注者です

届出者 住 所  
名 称  
代表者氏名

〒465-0000

名古屋市〇〇区△△町×丁目〇番地

〇〇建設株式会社

代表取締役 名古屋 一郎

電 話 (052) 〇〇〇-〇〇〇〇

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場所	名古屋市〇〇区〇△一丁目〇-××		
(特定工事の名称) 〇〇名古屋ビル解体・新築工事			
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	住 所 名古屋市××区〇△町〇丁目×番地 名 称 〇〇建設株式会社 代表者氏名 代表取締役 丸之内 次郎		
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業(次項又は5の項を除く) 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(搔き落とし、切断、又は破碎以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(5の項を除く) 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業 3 (件)		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 令和3年6月17日 至 令和3年6月30日	※整理番号	
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※審査結果	6の項のみの件数ではありません。 1、2、5、6の項に該当するすべての作業 (養生)区画件数を計上してください。 グローブバッグ工法で作業を実施する場合、除去する箇所数を計上してください。
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。		
特定建築材料の使用面積	108 (36 m <sup>2</sup> × 3階) m <sup>2</sup>		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
参考事項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物 (耐火・準耐火・その他) 延べ面積 1,920m <sup>2</sup> ( 4階建)	※備考
	その他工作物		
参考事項	届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	名古屋市××区〇△町〇丁目×番地 現場責任者 名古屋 太郎 電話番号 〇〇〇-△△△△	
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	名古屋市〇〇区〇△一丁目〇-×× 〇〇名古屋解体有限会社 現場責任者 山田 太郎 電話番号 〇〇〇-×××	

- 備考
- 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入すること。
  - 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもつて、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類と見なす。
  - ※印の欄には、記載しないこと。
  - 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

隔離養生を実施する区画が複数あって、特定粉じん排出等作業の方法の内容が異なる場合は、それぞれ別紙を作成してください。

## 記入例①

## 特定粉じん排出等作業の方法

## 【集じん・排気装置を使用して作業を実施する場合】

特定粉じん排出等作業における措置		除去・囲い込み・封じ込め・その他
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由		
排集 氣 裝 置 ・	機種・型式・設置数	△△△△△ (××社製 ○○△△ 型式 ABC-2) ×3基
	排気能力 (m <sup>3</sup> /min)	3m <sup>3</sup> /min (1時間当たり換気回数 4回)
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	△△△ (××社製 ○○○○ ××枚 集じん効率 99.97%以上)
使用する資材及びその種類		飛散抑制剤：××社製 △△△ 飛散防止剤：××社製 △△△ 隔離用シート：床面 0.2 mm厚 PPシート 壁面 0.1 mm厚 PPシート 接着テープ：△△社製 ×××
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		

- 備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。  
 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。  
 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。  
 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量(m<sup>3</sup>)並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

## 記入例②

## 【グローブバッグ工法の場合】

特定粉じん排出等作業における措置		除去・囲い込み・封じ込め・その他
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由		グローブバッグ工法により、密封状態を保ったまま保温材を除去するため
排集 氣 裝 置 ・	機種・型式・設置数	
	排気能力 (m <sup>3</sup> /min)	(1時間当たり換気回数 回)
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	
使用する資材及びその種類		グローブバッグ：厚〇〇mm×〇〇mm×〇〇mm プラスチックシート：0.15 mm厚 飛散防止剤：××社製 △△△ 接着テープ：△△社製 ×××
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		真空掃除機：2台、〇〇m <sup>3</sup> /min、HEPA フィルター 集じん効率 99.97%
グローブバッグ工法		

- 備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。  
 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。  
 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。  
 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量(m<sup>3</sup>)並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

## 17 特定粉じん排出等作業届出に関する届出・ご相談・お問合せ先

西区公害対策課 (担当区：東・北・西・中村・中)	西区花の木二丁目 18-1 (西区役所 5 階)	TEL: 5 2 3 - 4 6 1 3 FAX: 5 2 3 - 4 6 3 4
港区公害対策課 (担当区：熱田・中川・港)	港区港栄二丁目 2-1 (港保健センター3 階)	TEL: 6 5 1 - 6 4 9 3 FAX: 6 5 1 - 5 1 4 4
南区公害対策課 (担当区：瑞穂・南・緑・天白)	南区前浜通 3-10 (南区役所 2 階)	TEL: 8 2 3 - 9 4 2 2 FAX: 8 2 3 - 9 4 2 5
名東区公害対策課 (担当区：千種・昭和・守山・名東)	名東区上社二丁目 50 (名東区役所 1 階)	TEL: 7 7 8 - 3 1 0 8 FAX: 7 7 8 - 3 1 1 0

**名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課 TEL 972-2674（直通） FAX 972-4155**

届出書等は名古屋市公式ウェブサイト (<https://www.city.nagoya.jp/>) からダウンロードできます。

事業向け情報→ごみ・環境保全(事業者)→事業系ごみ・環境保全に関する申請・届出  
→ 環境保全に関する法律・条例等の届出書・申請書→大気関係の届出書等



届出書等のダウンロードはこちらから

### (参考) 関連する届出等の問合せ先一覧表

届出等の内容	届出先及び問合せ先
名古屋市産業廃棄物条例に基づく報告	環境局事業部廃棄物指導課 TEL: 9 7 2 - 2 3 9 2
建設リサイクル法に基づく届出	住宅都市局建築指導部建築指導課 TEL: 9 7 2 - 2 9 2 4
労働安全衛生法に基づく届出	愛知労働局労働基準部健康課 TEL: 9 7 2 - 0 2 5 6
千種・昭和・瑞穂・熱田・緑・名東・天白区	名古屋東労働基準監督署 TEL: 8 0 0 - 0 7 9 2
西・中村区	名古屋西労働基準監督署 TEL: 4 8 1 - 9 5 3 3
中川・港・南区	名古屋南労働基準監督署 TEL: 6 5 1 - 9 2 0 7
東・北・中・守山区	名古屋北労働基準監督署 TEL: 9 6 1 - 8 6 5 3

本市では、市内におけるアスベスト対策に対する融資・補助制度を実施しています。  
詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。

#### ◆名古屋市環境保全・省エネルギー設備資金融資

サイト内検索  
資金融資  
検索

⇒ [名古屋市:名古屋市環境保全・省エネルギー...](#)

問合せ先：環境局地域環境対策部大気環境対策課  
TEL 972-2674 FAX 972-4155



#### ◆名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策補助

サイト内検索  
アスベスト補助  
検索

⇒ [名古屋市:名古屋市民間既存建築物吹付け...](#)

問合せ先：住宅都市局建築指導部建築安全推進課  
TEL 972-2935 FAX 972-4159

